

2022年12月6日

株式会社ポジティブドリームパーソンズ 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL.078-361-7201

FAX.078-361-7205

URL : <https://hyogo-c.net.com>

[連絡先]

〒650-0015

神戸市中央区多聞通2丁目5-16 三江ビル8階

ともしび法律事務所

弁護士 加藤 昌利

TEL078-367-7720

FAX078-367-7730

## 再度の質問書

2022年5月12日付け質問書に対し、回答書（受領は同年10月3日）をご送付いただきありがとうございました。

現在、回答内容について検討中ですが、検討する上で必須と思われる点がさらに何点かございますので、再度以下のとおり質問いたします。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、本書到達後1か月以内にご回答いただきますようお願いいたします。なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本書に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

### 記

#### 第1 1年以上前の契約数及び契約割合について

貴社は、1年以上前の契約が「極めて例外的な事象」であることから、365日前までの解約について規定がなくとも消費者に不利益を与えていないとされています。

しかし、貴社の契約のうち、1年以上前の契約数は、2018年（平成30年 第22期）で192件、2019年（令和元年 第23期）も169件といずれも年間150件を超えており、「少数」ではありません。

また、全体比でみても、いずれの年度も6%を超えており、「極めて例外的な事例」にはあたりません。

## 第2 1年以上前の解約において解約金を請求しない運用について

貴社は、「1年以上前の解約」については運用上解約料を請求しないこともあることから、現実的に消費者に不利益を与えているとは認識していないとされています。

しかし、2022年(令和4年)9月21日付けの独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会作成の「国民生活センターADRの実施状況と結果概要について」と題する報告書によれば、2021年(令和3年)11月、開催日の1年6か月前に解約申し入れしたケースについて、貴社が消費者に対して利用規約に基づき申込金20万円を返還しないと主張したため消費生活センターのあっせんによったものの、貴社はこれに応じず、さらに国民生活センターの和解仲介手続においても「和解の仲介の手続に協力する意思はない」「疑義があるのであれば訴訟で明らかにしてほしい」などと主張して同手続に応じず、国民生活センター法22条に基づく期日出席要求書に対しても手続に協力しないと回答したとのこと。

上記の経緯に鑑みれば、国民生活センターの仲介手続にも一切応じなかった貴社が、他方で解約料を請求しない運用をしているとは考えられないこと及び貴社が消費者に対して返金拒否の根拠として利用規約を挙げていることからすれば、利用規約に1年以上前の解約の規定を設置、記載しないことが消費者の利益になっている事実はなく、かえって消費者に不利となっていることは明らかです。

## 第3 消費者契約法第9条第1号の「平均的損害」について

貴社は、消費者契約法9条1号の平均的損害を超える金額の算定は、貴社の婚礼1件当たりの平均単価×業界団体の粗利益率×業界団体の非再販率によれば妥当な解約料の上限は103万円余であり、申込金20万円を上回る金額であるので平均的損害を超える額はないとされています。

しかし、平均単価を貴社の婚礼1件当たりのものにするのであれば、粗利益率及び非再販率についても、業界団体の平均値でなく貴社固有の数値を当てるのが合理的であると考えられます。

## 第4 再質問事項

そこで、上記の点を踏まえ、以下のとおり質問いたします。

### 1 2020年及び2021年の契約数

2020年(令和2年 第24期)及び2021年(令和3年 第25期)の総契約数、1年以上前の契約数についてもご開示お願いいたします。

なお、2020年(第24期)以降は新型コロナウイルスの感染拡大に伴

う「延期」が多発したため正確な傾向をお示しできないとのことですが、当初契約時点で1年超えかどうかの傾向は変わらないものと思料いたします。

また、現状では、今後も新型コロナウイルスの影響が長く続くことが予想されることからすれば、それも踏まえるべきであると考えます。

## 2 1年以上前の解約の場合の解約料の請求

2018年以降2021年までの間において、1年以上前の解約件数及び解約に際して解約料を請求しなかった件数は何件でしたか。各年度ごとにかけて件数をお知らせください。

また、1年以上前の解約において、解約料を請求したケースとしなかったケースとの違いは、どのような点にあったのでしょうか。できるだけ具体的にお答えください。

## 3 貴社の粗利益率及び非再販率

2018年から2021年の各年度ごとの貴社の粗利益率と非再販率をお知らせください。

なお、非再販率の回答にあたっては、解約時期ごと（365日前まで、364日前以降180日前まで、179日前以降150日前まで）に区分してご回答ください。

以上